

送 付 依 頼 書

平成 年 月 日

沖縄県

県税事務所長 殿
支庁長

下記買受公売財産について、沖縄県に、買受代金納付後、宅配便等の輸送により引渡すことを依頼します。買受代金の納付から財産の発送までの間、または輸送中に、事故などによって下記買受公売財産が破損、紛失などの被害を受けても、沖縄県が一切責任を持たないことに同意します。

なお、希望輸送方法は下記のとおりです。

記

・買受公売財産（売却区分番号）

第（ ）号

・希望輸送方法

宅配便（希望する会社： ）
郵便小包 美術品等特別便

・希望配達日時

（ ）月（ ）日 午前・午後（ ）時頃
※ 配達日時サービスを提供している輸送業者が輸送する場合に、上記の最も近い配達日時を指定して発送してもらうことを希望します。

・配達先指定

落札者の住所
それ以外 住所（〒 ）
宛名（ ）

以上、輸送に係る費用はすべて落札者が負担します。

平成	年度	公告第	回
売却区分番号	第	号	
住 所			
氏 名			印
電話番号			